

●施設利用要件  
以下の条件が満たす諸室から段階的に再開を検討する。

別紙2

種別	条件	制限の理由等	根拠	
施設全体	衛生対策	・清掃、消毒、換気を徹底的に実施する ・入口や受付に手指消毒薬を設置する ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を最低限とする。(高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)に留意 ・トイレの不特定多数が接触する場所(便座、床、ドアノブなど)は、清拭消毒を行う ・受付、トイレ等は、最低1m(できるだけ2m)の間隔を空けた整列を促す ・受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより、職員と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する	・感染防止のため  公民館 5P、7P 社会体育施設 4P、7P 劇場、音楽堂 4P	
	広報・周知	・職員、来館者に対して、社会的距離の確保の徹底、咳エチケット・マスク着用・手洗い・手指の消毒の徹底、健康管理の徹底、差別防止の徹底、現場対応方針の徹底につて、広報・周知を行う ・利用団体代表者に対して、利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成を依頼する(利用団体代表者は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを利用者へ事前に周知する)	公民館 6P 劇場、音楽堂 7P 個人情報の取り扱い	
	その他	・団体利用以外の利用(図書コーナー等)については、施設で利用者の把握に努める	・施設で感染者が発生した場合、感染経路の把握のため  個人情報の取り扱い	
会議室 ・地区センター ・コミュニティハウス ・集会所 ・公会堂	定員	・各室の定員の50%以内または部屋面積を4で除した数とする(利用人数制限) ・着席数を制限する(椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する)	・密集、密接状態を避けるため  公民館 3P、7P	
	利用形態	・会議、サークル活動等での利用とする ・吹奏楽器の演奏等による利用は2mの間隔をとることで可(コーラス等発声を伴うものは不可) ・ストレッチ等の軽運動による利用は可 (距離を保てない若しくは呼吸が激しくなるような運動を行う利用は不可)	・コーラス、歌唱、吹奏楽器演奏は飛沫感染のリスクあり ・ダンス、体操等運動系は2メートル間隔をとることが難しく呼吸量の増大リスクあり  基本対処方針 (5/25変更) 11P 公民館 5P	
	衛生対策	・来館前の検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は来館を控える ・利用にあたってはマスク着用、咳エチケット ・消毒液による手指消毒又は石鹸等による手洗いを行う ・備品については、十分な消毒を行い、十分な消毒ができない場合は備品の貸し出しは行わない	・感染防止のため  公民館 3P、4P	
	換気対策	・窓開け、換気装置稼働など頻繁な換気の実施(常時の窓開け、扇風機の使用) ・窓開けが困難な場合は、換気装置の運転ないし出入口扉の開放	・密閉状態を避けるため  公民館 5P	
	飲食	・飲食を認める場合は間隔を2m空ける、対面としない等工夫をする。	・マスクなしの状態となり食事等により飛沫感染のリスクがあるため  基本対処方針 (5/25変更) 11P 公民館 5P	
和室 ・地区センター ・コミュニティハウス ・集会所 ・公会堂	定員	・各室の定員の50%以内または部屋面積を4で除した数とする(利用人数制限)	・密集、密接状態を避けるため  公民館 7P	
	利用形態	・会議、サークル活動等での利用とする ・吹奏楽器の演奏等による利用は2mの間隔をとることで可(コーラス等発声を伴うものは不可) ・ストレッチ等の軽運動による利用は可 (距離を保てない若しくは呼吸が激しくなるような運動を行う利用は不可)	・コーラス、歌唱、吹奏楽器演奏は飛沫感染のリスクあり  基本対処方針 (5/25変更) 10P 公民館 4P	
	衛生対策	・来館前の検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は来館を控える ・利用にあたってはマスク着用、咳エチケット ・消毒液による手指消毒又は石鹸等による手洗いを行う ・備品については、十分な消毒を行い、十分な消毒ができない場合は備品の貸し出しは行わない	・感染防止のため  公民館 3P、4P	
	換気対策	・窓開け、換気装置稼働など頻繁な換気の実施(常時の窓開け、扇風機の使用) ・窓開けが困難な場合は、換気装置の運転ないし出入口扉の開放	・密閉状態を避けるため  公民館 5P	
	飲食	・飲食を認める場合は間隔を2m空ける、対面としない等工夫をする。	・マスクなしの状態となり食事等により飛沫感染のリスクがあるため  基本対処方針 (5/25変更) 11P	
体育室・スポーツ室 ・地区センター ・スポーツ会館	利用形態	・団体利用のみ可とする ・競技者以外の入室は当面不可とする ・更衣室の利用は可とする(広さにはゆとりを持たせ、3密とならないよう入室の人数制限等を利用団体に求める) ・更衣室の利用の際には、換気扇を常に回す、換気のため窓を開ける等、換気に注意する ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人となるべく距離(少なくとも2m)を空ける ・強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける	・密集、密接状態を避けるため  社会体育施設 5P、6P、7P、8P、別添1	
	衛生対策	・来館前の検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は来館を控える ・消毒液による手指消毒又は石鹸等による手洗いを行う ・利用者のマスク準備の確認(運動、スポーツを行っていない間の会話時に着用) ・スポーツ用具の持参の周知 ・やむを得ず共有するスポーツ用具は、手を頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒する ・床のこまめな清掃 ・運動・スポーツ中に唾や痰をかくことは極力行わない	・感染防止のため  社会体育施設 4P、5P、6P、8P	
	換気対策	・窓開け、換気装置稼働など頻繁な換気の実施(常時の窓開け、扇風機の使用) ・窓開けが困難な場合は、換気装置の運転ないし出入口扉の開放	・密閉状態を避けるため  社会体育施設 7P	
	飲食	・利用中の水分補給は可	・熱中症対策のため  社会体育施設 8P	
	その他	・スポーツ会館のミーティング室は、地区センター等の会議室に準じた取り扱いとする ・スポーツ会館の屋外施設は利用可。 ・更衣室の利用は可とする(3密とならないよう入室の人数制限等を利用団体に求める)	・密集、密接等を避けるため  公民館 7P 他	
講堂 ・公会堂	■客席等の要件(利用者)			
	定員	定員の50%以内とする	・密集、密接状態を避けるため	内閣官房 事務連絡 5/25 3P
	利用形態	・コーラス、歌唱等の発声や大声での声援等は控える ・ダンス、体操等呼吸が激しくなることが想定される利用は当面不可 ・利用者同士の会話は控えめにする ・客席の人数が固まらないよう、四方を空けるなど分散した座席配置とする	・飛沫による感染リスクの低減	基本対処方針 (5/25変更) 11P
	衛生対策	・来館前の検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は来館を控える ・利用にあたってはマスク着用、咳エチケット ・消毒液による手指消毒又は石鹸等による手洗いを行う	・感染防止のため	劇場、音楽堂 8P
	換気対策	・窓開け、換気装置稼働など頻繁な換気の実施(常時の窓開け、扇風機の使用) ・窓開けが困難な場合は、換気装置の運転ないし出入口扉の開放	・密閉状態を避けるため	劇場、音楽堂 4P
	その他	・休憩時間や行事終了時のロビーの利用は控える	・密集状態を避けるため	劇場、音楽堂 5P
	■主催者の要件			
	利用形態	・ダンス、体操等呼吸が激しくなることが想定される利用は当面不可 ・コーラス、歌唱による利用は不可 ・吹奏楽器の演奏は可 (管楽器を使用する場合は、飛沫感染に注意した利用とする)	・コーラス、歌唱、吹奏楽器演奏は飛沫感染のリスクあり ・ダンス、体操等運動系は2メートル間隔をとることが難しく呼吸量の増大リスクあり	基本対処方針 (5/25変更) 11P
	舞台上	・出演者の間隔は2メートル以上とする	・密集、密接状態を避けるため	基本対処方針 (5/25変更) 11P
	控室	・各室の定員の50%以内または部屋面積を4で除した数とする(利用人数制限) ・十分な換気の実施(窓開け、換気装置の稼働、出入口扉の開放等)	・密集、密接、密閉状態を避けるため	劇場、音楽堂 5P
衛生対策等 その他	・来館前の検温により、37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は来館を控える ・利用にあたっては原則マスク着用(表現上困難な場合を除き) ・入場の際列ができる場合は2メートルの距離をとる ・講演等の運営に必要な最小限の人数とする ・利用団体代表者(講演主催者)に対して、講演関係者及び来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿の作成を依頼する(利用団体代表者(講演主催者)は、必要に応じて、保健所等の公的機関へ提供され得ることを講演関係者及び来場者へ事前に周知する)		劇場、音楽堂 4P・7P・9P 公民館 6P 個人情報の取り扱い	
◎凡例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的対処方針: 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年5月25日変更 新型コロナウイルス感染症対策本部決定</li> <li>・内閣官房 事務連絡: 移行期間における都道府県の対応について 事務連絡 令和2年5月25日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長</li> <li>・公民館: 公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン 令和2年5月25日改訂 公益社団法人全国公民館連合会</li> <li>・社会体育施設: 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 令和2年5月25日 スポーツ庁</li> <li>・劇場、音楽堂、劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン 令和2年5月14日 公益社団法人全国公立文化施設協会</li> <li>・個人情報の取り扱い: 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人情報の取り扱いについて 令和2年5月4日一部改正 個人情報保護委員会事務局</li> </ul>			